# 【固定資産税】

**《家屋に関する届出》**

**（１）登記されていない家屋の所有者を変更した場合**

→「未登記家屋所有者（納税義務者）変更届」の提出が必要となります。

固定資産税は、1月1日現在の法務局の登記簿上の所有者に対し、その年の4月から始まる年度分の税金が課せられます。しかし、登記されていない家屋（未登記家屋）については、売買、贈与又は相続などが行われた場合に、市でこれらの事実を把握することができないことから、「未登記家屋所有者（納税義務者）変更届」の提出を１月１日までにお願いしています。必要な添付書類については、申請書の裏面を御覧ください。

**（２）建物を取り壊した場合**

→「家屋滅失申告書」の提出が必要となります。

固定資産税は、1月1日に存在している土地、家屋及び償却資産に課税されます。建物の全部を取り壊した場合は、翌年の1月1日に家屋が存在しないので、翌年度以降は、課税されません。住宅、車庫、物置などの建物の全部又は一部を取り壊したときは、「家屋滅失申告書」の提出をお願いします。